

官報

昭和二十七年二月十三日

○第十三回 参議院會議録第十二号

昭和二十七年二月十三日(水曜日)午前
十時三十四分開議

議事日程 第十一号

昭和二十七年二月十三日

午前十時開議

第一 罹災都市借地借家臨時處理
法第二十五條の二の災害及び同
條の規定を適用する地区を定め
る法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

去る十二月十二日委員長から左の報告
書を提出した。

水産物増産対策に関する調査報告
書

小型機船底びき網漁業整理特別措置
法案審査報告書

真珠養殖事業法案審査報告書

去る五日各委員会において当選した理
事は左の通りである。

昭和二十七年二月十三日 参議院會議録第十二号 議長のごき

文部委員会

理事 吉川 末次郎君(若木勝藏
君の補欠)

地方行政委員会

理事 堀 末治君(岩沢忠恭君
の補欠)

去る六日内閣委員会において当選した
理事は左の通りである。

理事 鈴木 直人君(松平勇雄君の
補欠)

同 山本 米治君(藤洲春次君の
補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞
任を許可した。

地方行政委員 平岡 市三君

文部委員 北村 一男君

同 島津 忠彦君

建設委員 石坂 豊一君

予算委員 仁田 竹一君

同 白波瀬米吉君

同 江田 三郎君

決算委員 中川 幸平君

議院運営委員 宮田 重文君

同 吉田 法晴君

同 中田 吉雄君

同 原 虎一君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

地方行政委員 北村 一男君

文部委員 平岡 市三君

同 石坂 豊一君

建設委員 島津 忠彦君

予算委員 中川 幸平君

同 愛知 揆一君

同 吉田 法晴君

決算委員 宮田 重文君

議院運営委員 草葉 隆圓君

同 小笠原三三男君

同日議長は、両院法規委員会の委員溝
淵春次君の辞任を許可し、その補欠と
して小野義夫君を委員に選挙した旨本
院事務総長から衆議院事務総長宛に通
知した。

同日議長から左の質問主意書を提出し
た。

相互銀行法と解約手数料に関する質
問主意書(原虎一君提出)

去る八日内閣総理大臣に左の者を政府
委員に任命することを承認した旨回答
した。

人事官 入江誠一郎君
公正取引委 横田 正俊君
員会委員長
同日内閣総理大臣から、人事官入江誠
一郎君外一名(前掲の議長承認の通り)
を第十三回国会政府委員に任命した旨
の通知を受領した。

一昨十一日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

外務委員 曾根 益君

文部委員 石坂 豊一君

同 吉川末次郎君

農林委員 白波瀬米吉君

郵政委員 森田 豊壽君

予算委員 島津 忠彦君

同 曾根 益君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

外務委員 吉川末次郎君

文部委員 白波瀬米吉君

同 曾根 益君

農林委員 森田 豊壽君

郵政委員 石坂 豊一君

予算委員 白波瀬米吉君

同 山田 節男君

同日議長は、相互銀行法と解約手数料に関する質
問主意書(原虎一君提出)

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員
に任命することを承認した旨回答し
た。

相互銀行法と解約手数料に関する質
問主意書(原虎一君提出)

同日内閣総理大臣から、電波監理委員
会委員長網島毅君(前掲の議長承認の
中運輸大臣官房文書課長岡本悟君を除
く)を第十三回国会政府委員に任命し
た旨の通知書を受領した。

去る六日内閣委員長から提出した左の
調査承認要求に対し、議長は一昨十一
日これを承認した。

恩給制度に関する調査承認要求
書

一、事件の名称 恩給制度に関する
調査

一、調査の目的 現行恩給制度中不
合理的な点を是正し、その調整統一
化を計る。

昭和二十七年二月十三日 参議院會議録第十二号 會議 英國皇帝陛下御逝去に関する議長の報告 議員の請暇 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害 十四。

一、利益 恩給制度に関する諸問題を解決するのに寄與する。

一、方法 関係資料を蒐集整備すると共に、合理的なる方策をたてて関係諸法規の改廃について検討する。

一、期間 今期国会開會中 右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十七年二月六日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長佐藤尚武殿

昨十二日外務委員会において當選した理事は左の通りである。

理事 野田 俊作君

同 吉川末次郎君 (會務益君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受理した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案(第十二回国會議法第五〇号)

水産委員会に付託

国民金融公庫法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案可決報告書

外務委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 外務委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

同日人事院總裁淺井清君から佐藤議長宛、一般職の職員に給與に関する法律

第二條第六号及び國家公務員法第二十三條の規定に基き、一般職の職員の給與に関する法律に定める勤務地手当支給地域区分表の改正に関する意見を受理した。

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

地方自治庁 財政課長 奥野 誠亮君 公正取引委員会委員 高野善一郎君

文部省初等中等教育局長 田中 義男君 同日内閣總理大臣から、運輸大臣官房文書課長岡本信君を第十三回国會議政府委員に任命した旨の通知を受理した。

同日内閣總理大臣から、地方自治庁財

政課長奥野誠亮君を第十三回国會議政府委員に任命した旨の通知を受理した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

去る二月六日、英國皇帝ジョージ六世陛下が御逝去あらせられましたるにつき、議長は、七日、英國代表部を訪問し、弔意を表し、同日、英國貴族院議長宛次のごとき弔電を發送いたしました。

謹ミテ大ブリテン國皇帝ジョージ第六世陛下ノ御逝去ヲ哀悼スこれに對し、八日、シモンズ貴族院議長より次のごとき謝電を受理いたしました。

貴下ノ御懇切ナル御弔詞ニ深く感銘シ、我等ノ大イナル損失ニ寄セラレタ貴下ノ御應答ナル御同情ニ對シ、本職及ビ貴族院議員一同深甚ナル謝意ヲ表シマス右御報告いたします。

○議長(佐藤尚武君) この際、お諮りいたします。櫻内辰郎君から病氣のため八日間請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案 右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年一月二十九日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり定める。

災	害	地 区
昭和二十六年十二月十六日三重県松阪市におこつた火災	三重県松阪市	

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔小野義夫君登壇、拍手〕

○小野義夫君 只今上程されました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の委員会における審議の経過及びその結果について御報告いたします。

御承知のように、罹災都市借地借家臨時処理法は震災のみならず戦後発生した火災に關しても適用することができ、借地借家關係を處理し、災害地の復興に資せんとするものであります。

本法案は、昨年十二月十六日に三重県松阪市に発生した火災につきまして、同地区にこの法律を適用せんとするものであります。その理由とするところは、松阪市の焼失地域は松阪市の中心商店街でありまして、人口稠

密、借地借家関係が錯綜しているばかりでなく、市の公課負担の中心地となつてゐるのであります。従ひまして、この地域が復興し、元の住民がもともと通り営業できるようにしなければ、松阪市の財政にも大影響を興えるという実情にありますので、人口及び戸数におきましても少いようでありますが、特に本法の適用を必要とする次第でありまして、これを一般の前列とすべきものではないというのであります。

当委員会におきましては慎重審議をなし、伊藤、岡部、吉田、羽仁の各委員より、主として焼失戸数が同市全戸数に比して僅少であるという点について質疑がありました。討論に入りまして羽仁委員より希望を付して賛成の意見の開陳があつた後、討論を終結し、採決いたしましたところ、全会一致可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

〔相馬助治君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 相馬助治君。

○相馬助治君 私はこの際、地方財政窮乏打開に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○高橋道男君 只今の相馬君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 相馬君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。相馬助治君。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 一国の運命を一人の最高主権者の掌中に託し、或いは一党の運命を一人の首領にかけるといふことは、絶対主義的旧式政治体制の著しい特色であると私は存じます。而してかかる絶対主義的旧制度は新憲法下の民主政治の敵であることも又異論のないところであらうと思ふのであります。ヨーロッパにおきましては、中

世紀以降の治乱興亡の歴史は、現実の教訓として、我々に対しまして、ただ一人の最高主権者の手に一国の運命を

託するの愚を明らかに教えておるものでありまして、あらゆる反動的支障を克服して、主権在民の確信は国民一人一人の胸の中に播きなき信念として今日成長しておると言われておるのであります。これに比較いたしますと、我が国の現状は果して如何でありましょうか。新憲法下の重要な一つの規定でありますところの地方自治の原則におきまして、最近、心なき政府の手によりまして、意識的に無意識的にこれが破られ、今日、地方自治確立の精神は蹂躪されつづつあると言つても過言ではないと思ふのであります。現吉田内閣の政策と政治の動向は、我々の持つこの憂愁を一日は一日ごとに現実のものとしつづつあるのであります。地方自治は誠に民主政治の基盤であります。而ういたしまして、民主主義の政治というものが、国民の一人一人の幸福を祈念するものであるといたしますならば、当然国民の一人一人の生活の場でありまして、その地方自治体の確立の精神というものを、当然、中央における政府は重要な一つの仕事としなければならぬと思ふのであります。今日の憂うべき国際情勢下におきましては、動乱の余波は、いつ我が国民をその渦中に巻き

込むとも図り知れません。国民大衆の生活は地方におけるその生活圏の強固なることによつてのみ初めて保障せられるものでありまして、この意味におきまして、地方自治は誠に国民大衆の生命線であると言ひ切ることができると思ふのであります。地方自治の根本たる問題は地方財政の問題でありまして、地方財政の問題の重要性はここにおいて政治問題といたしましては最も基本的なものであるとすることができるとであります。従ひまして、現政府は、とらわれることなく、今日、明敏なる眼を以て、地方自治体の、地方財政の実態を捉へてみる必要があらうと思ふのであります。地方自治、地方財政について、現内閣の政策がどうなるかと新憲法の精神に逆行していることと先ず私は第一に指摘いたします。共に、以上の観点に立ちまして、この際、先ず池田大蔵大臣にお尋ねしてみたいことがございます。

先に国会におきましては、衆参両院におきまして、昭和二十六年年度平衡交付金千百億に加えて若干の増額をすべきことを要求いたしました。我が参議院地方行政委員会におきましては慎重に審議の結果、増額二百億を必要とする旨を自由党の諸君を含めて超党派的にこれを決定し、これを要求したのであります。最近に至りまして、地財委の調査ではどうしても二百億の不足という数字が擧げられ、府県の主張する赤字は四百億であると言われております。地財委はこれに對しまして今日一応百八十億という数字を査定いたし、どうしてもこの際九十億は国としても何らかの措置をなすべきものであると、この九十億だけは特に府県分の最低額として国家は措置しなければならぬということを主張いたしております。これを市側において見ますならば、二百六十億の赤字の中で八十三都市は明らかに二進も三進も行かない赤字決算となつて現われておるのであります。従ひまして、政府は昨年衆参両院において決議された平衡交付金の増額要求が約半額に削減された折に、財源の不足額に對しましては短期融資を行う旨を委員会において言明したのであります。この際、短期融資が一体如何なる形になつておりますか。即ちこの際、地方の赤字を救ふ意味合いにおきまして、短期融資の増額をどの程度とし、どういふ形においていつ頃措置せんとするものであるかといふことを、先ず第一点としてお伺いしたいと思ふのであります。

第三点は、短期融資というものは当然返さなければならぬ金でありまして、これは会計年度末においてこれを清算しなければなりません。従いまして真実の意味においては地方財政窮乏の打開とならないことは、大蔵大臣又これをよく知るところであらうと存じます。従つて昭和二十七年年度の平衡交付金及び地方起債というものによつてそれを肩替りできるような措置を試みられる気持があるかどうか。これらにつきましても重要な問題であるのでお尋ねしておきたいと思ふのであります。

第三点は、この地方の赤字というものは当然公共事業というようない仕事に關しましては非常なる影響を持つておることは御案内の通りであります。而も県民によつて公選されたる知事も、起債の枠がないために、やらんとする仕事もできないというやうな歎声を洩らしつつあることは、すでに御承知の通りであります。この際地方自治体の振興を期する意味におきまして、起債の枠というものをとつと地方の実態に即して自由に御意思はないかどうか。勿論、関係方面等との交渉その他があり、大蔵大臣におきまして、その点について今日まで鋭意努力

しつつあつたことは私も知るところでありますけれども、現実の問題としては、この起債の問題というものは、今日は地方側の替るしい不満を買つておるものであります。これに對して大蔵大臣は今日如何なる御見解を持つのであるかどうかをお尋ねしたいと思ふのであります。

これに附加して申し上げたいと思ふことは、今日災害復旧費の問題はまるでこれは饑饉の河原であると言ふことができると思ふのであります。即ちこの程度の高さの土手がある、水が来てこれが打ち壊された、作られるものは又その程度の土手である。これでは何年たつてみても全く饑饉の河原で泣きながら石を積み子供の仕事に似ておるのであります。別に言いますならば、国費を濫費しておるものに等しいと言わざるを得ないと思ふのであります。従いまして、これに對しましては積極的な意味において補助その他いろいろものが考慮されるかどうか。この点を伺いたいと思ふのであります。

なお最後には、義務教育費というものが今日地方財政に對しまして重大なる圧迫をなしておることは大蔵大臣よく御承知の通りであります。従いまして、これはそういう面から申しまして

も当然でありますと共に、文化国家建設という意味合いからいたしまして、教育費は当然として全額国庫を以て負担すべき筋のものであらうと存じます。但しこれは無い袖は振れぬということもございましょう。そこで、税法の改正を行なつてでも、これらの問題について大蔵大臣は何か積極的な御構想があるかどうか。これはいづれ文部大臣等にもお尋ねするのであります。が、その財布の元締であります大蔵大臣がこれに對しまして積極的に御理解を欠く場合におきましては、我々の希望は達し得ないので、あえてこの際、大蔵大臣の明敏なる御判断による積極的な答弁を私は期待するものでございします。

次に岡野國務相にお尋ねいたしました。先ず岡野國務相の占める位置は、大蔵省と地財委によつて代表される地方側との間に立つて微妙なる立場を占めつつあります。そこで申し上げたいことは、平衡交付金制度は地方団体の必要とする一般財源について必要最低額はこれを固から支出する制度であると書かれておるにもかかわりませず、この平衡交付金の額をめぐつて年間を通じて常時地方団体と政府との間に論争が繰返され、或いは知事の坐り込みというやうなことで報ぜられておるの

でありまして、かかる論議の跡を絶つことを予定せる制度にしなければ、この問題は根本的解決がないと思ふのであります。が、現在の平衡交付金に對する基本的な岡野國務相の御見解をお尋ねしておきたいと思ふのであります。

第二は、今日地方財政の欠陥は、一つには現在の地方税制の欠陥であり、特にこの問題に關しましては府県の税制において極めて欠陥があると指摘せざるを得ない。政治は全県下に對する行政であるにもかかわらず、府県側において取りまします税金は、殆んど都市中心の税制であることは御承知の通りであります。府県の税制について、更に入場税或いは遊興飲食税等、誠にその税率は苛酷であり、而も取るところの税金というものは、その全県から徴収でき得ないという、この不合理なる姿を我々は今日見るのであります。が、これらの問題に對しまして、いわゆる地方税法の根本的改正の用意ありや否や。この用意なくしては当然今日の地方財政は救い得ないと私は断じたいが故に、かかる質問を發するものであります。

会より行政再配分に對しまして答申が行われておるはずであります。が、この際三重行政を廃止し、行政の一元化を図るというような必要を私は認めるのであります。が、これに對する岡野國務相の見解如何。特に大蔵大臣に私が尋ねた赤字の問題に對して岡野國務相としては如何なる見解を持つものであるかどうか。勿論大蔵大臣が私を満足せしめる答弁をすると思ふのであります。が、立場を変えて地方自治庁長官の立場から本問題について明答され、今日財政難に苦しみとるの地方側に勇氣と自信とを與えて欲しいと思ふのであります。

次に地財委について承わりたいことは、昨年の平衡交付金の増額要求について、今回参議院においては西郷委員長を初めいたしまして関係方面にも再三再四の折衝をいたしました。その際、我々が聞いたところによりますると、地財委が出さんとしたところの必要計数資料を故意に大蔵省関係が妨害したやに伝えられておるのであります。が、かかる事実ありや否や。地財委に對する見解を承わりますと共に、特に地財委の勇氣を要求するものでございします。なお、地財委の努力にもかかわらず、昭和二十六年年度の平衡交付金

が不足しております。従つてその枠で抑えられた範囲内においてこれを如何に分けるかということについて、基準財政需要の見方において、特に府県側に比較いたしまして市町村側に対して苛酷である今日伝えられておりますが、地財委の見解は如何であるか。これをお尋ねいたします。

第三には、義務教育費国庫負担に関して、地財委は何が故でありまするか、強硬に反対していると特聞伝えられておりますが、如何なる理由であるか。これについてお伺いしたいと思ひます。

最後に文部大臣にお尋ねいたします。義務教育費は当然地方財政の圧迫となつてゐる現況に鑑みずると共に、積極的に文化国家建設の立場からこれを全額国庫負担に任せるべきであります。先般文部大臣は本会議において、一部は地方に負担せしめたいという意味のことを発言されております。一応御尤もであります。従つて、これはどのぐらい割合で政府が負担し、どのぐらい割合で地方側が負担するのをよしとするか。御見解あらば承りたいと思ひます。第二は、義務教育費国庫負担法を立案中と聞いておりますが、私は大蔵地方自治庁、地

財委との交渉経過を承つておきたいと存じます。第三は教育職員給与問題。今日は大きな問題となつておりますが、世論に逆行して人事院において三本建の給与を考えていると伝えられておりますが、如何なることに相成つておるのであるか。文部大臣の見解を承つておきたいと存じます。なお、国庫負担法と重大なる関係を持ちます教育委員会の制度に対しまして、その財政権の賦與であるとか、或いは公選制の是非であるとか、こういう問題に対しまして基本的な御見解あらば、この際、明確に御答弁をお願いしたいと思ひます。(拍手)

「国務大臣池田勇人君登壇、拍手」
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

地方財政の問題につきましましていろいろ御質問がございました。地方財政は御承知の通りに、地方の税収入、雑収入、そして国家から平衡交付金、そして又別に事業関係を主といたしまして地方債の発行、こういうので賄つております。而して昭和二十六年年度におきまして、自然増収もなく、財政が困つた場合におきましては、お話の通り短期融資をいたしているものであります。従来から短期融資の制度は行わ

れておつたのであります。昭和二十六年年度の地方の財政状況から考えまして、私は二十六年年度におきましては相当程度の短期融資で年度を越した

い、こういうことを委員会が言明いたしました。そういう方針の下にやつております。従いまして短期融資につきましてはお話のように限度がございませぬ。必要な金は出すということでありませぬ。第二の、短期融資の質が可能なりや否や。——短期融資の質に於いては、地方起債に肩替れるものは肩替りいたします。又歳入等の増加によりまして必要がなくなつた場合におきましては肩替りいたしません。短期融資の融資先の性質によつて考へべき問題だと思ひます。

次に、起債の枠をもつと自由にする考へはないか。——私は地方債の起債、そのうち特に資金運用部で引受けます地方債は昭和二十六年年度の五百億円を来年度は六百五十億円、百五十億円増額いたしました。そして又必要に依りましては市或いは県におきまして自分で市債或いは県債を発行なさること止むを得ないのじやないか。こういう考へを以ちまして、初めからこれを釘付けにする考へはないのであります。預金部のほうで財政が、預金部の

ほうの資金が自由になれば年度の途中でも殖やしていることは相馬さん御承知の通りでございます。私は初めから窮屈には考へておりません。

次に災害の復旧につきまして改良工事をするべきではないか。——お話の通りに改良工事をいたしております。公共事業費のうち約二〇％ばかりは改良工事に使つてゐるのであります。木の橋を、或いはセメント、鉄橋にする場合も相当あるのであります。

次に義務教育費を全額国庫負担にしたいかどうかというお話でございます。これは従来義務教育費は市町村事務と考へられておつたのであります。ときに義務教育費の一部を国庫負担した場合があるが、大体の考へ方

といたしましては市町村事務と考へております。従いまして全額国庫負担するという考へ方はございません。何と申しまして、国の費用にいたしまして、地方の費用にいたしまして、国民のふところから出るものであります。お話のように税制改正をやつて全額国庫負担にしたらどうかというお話でございますが、趣旨としては私は飽くまで市町村事務、併し国の状況によりまして或る程度国庫負担にしたらどうかという議論がありますので、只

今地方行政委員会或いは地方財政委員会に検討を加えてゐるのであります。

「国務大臣岡野清彦君登壇、拍手」
○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。

交付金制度の問題でございますが、これは私といたしましては大変いい制度だと思つております。併しながら何を申しまして実施まだなお日が浅うございませぬし、同時に国並びに地方を通しまして非常に財政が逼迫してゐるときでございまして、運用がうまく行かない。こういうことになつております。でございませぬが、併し今御指摘のように、過去一年ばかり私が担当いたしておりました間に、平衡交付金をめぐりましていろいろ問題が起きたのでございませぬ。この点につきましては私は十分検討して、平衡交付金制度というものを或る程度まで拡充し、同時に改正して行きたいと存じております。まあいろいろ考へ方もございませぬが、国の収入と比例しまして自動的に弾力が出て来るというような方向も一つ考へられるのでございませぬが、併しまだこれは結論に到達してございませぬ。これは地方税法とも併せて考へべきものと考へてございまして、折角検討中でございますから、御了承願ひたいと存じます。

それから地方税法の根本的な改正の用意がありや否や。これは交付金制度を考へておきますと同様に、地方税法もやはり考へなければなりません。あの地方税法は、御承知の通りに非常に科学的と申しますか、我々の考へから申しますという少し手続が繁雜過ぎはせんかという点もございまして、又御指摘のように都道府県とそれから市町村とに割振りが公正を欠いているのじやないかという御指摘がときどきありまして、我々もそれを反省しておる次第でございます。この地方税法に根本的な改正を加へることは、平衡交付金制度と併せて、我々は非常な研究をしておるのでございまして、まだ根本的の成案を得るまでには至つておりません。この国会ではただ一部の手直しをするだけの法案を今用意しつつありますから、いづれ皆様の御審議を受けることと存じております。

の、即ち地方住民の民生の安定とか福祉増進とかいうことになることなら、無論地方がやつて行かなければならぬのでございすけれども、矢張り早に中央で法律ができまして、そうしてまだ先ほど御指摘のように平衡交付金制度とか地方税法のうまく運営ができたりませんとときに、地方に過當の圧迫を加へるといふような情勢もないでございせん。この点は十分注意いたしまして今後処置したいと思ひます。

それから緊き融資の点につきまして、只今大蔵大臣が御答弁申上げた通りでございまして、只今地方財政委員会とか大蔵省とか自治庁あたりで十分検討しておりますが、まだその結論は得ておりません。結論を得ましたら大蔵大臣が申上げた通りの処置をいたしたいと存じております。お答え申上げます。(拍手)

〔國務大臣天野貞祐君登壇、拍手〕
○國務大臣(天野貞祐君) この義務教育費につきましては、現在のままではどうしてもいけないと思つております。それで全額国庫負担というものも確かに一つの考へだと思ひますけれども、地方分権という立場から言つても、又教育に対して直接関係している

地方の持つ関心という点から言つても、これはやはり一部分は、地方が、地方の財力によるところの応分のものを持ち、又国がそのあとの全部を持つて、全体として義務教育費を支弁するということがよいのではないか。それではどれだけのものを持つかというものを地方が持つて、あとを全部国が持つというふうな、ここで新しい一つの義務教育費の国庫補償制度というふうなものを私どもは研究いたしておるわけでございます。

又その次にお尋ねになりました教員の給與のことにつきましては、文部省では従来から教職員の特種性に鑑みて、その給與をよくしたいということについて非常に努力をいたしておることは御承知を頂いておることと存じますが、その一つの現われとして、昭和二十五年十二月には教職員級の別推定表の全面的な改正を行なつたのでありますが、併しなお新らしい給與準則を立てて行きたい、別表を作つて行きたい、そういう考へを持つておりますが、その際にどういふ標準でやるかというなら、私は、学歴とか資格、勤続年数等とその待遇を十分考慮して行くということが、やはり教育職

員全般の運営を滑らかにするゆへんではないかという考へでございます。(拍手)

〔政府委員木村清司君登壇、拍手〕
○政府委員(木村清司君) お答え申し上げます。

地方財政委員会が何か大蔵省のような方面から妨害を受けたようなことはないかというふうなことの御質問でございますが、そういう事実は絶対にありません。又、私どものほうでは委員会の下において公正な事務をとつておりました、何ら妨害を受けている、そういう事実はないことを保証いたします。

第二点の本年度の平衡交付金の配分については、府県側に有利で市町村側に苛酷ではないかという御質問でございますが、相馬さんのお説にもありますが、た通り、地方税中、市町村税が、住民税、固定資産税等、普遍的であり且つ割合に豊富な財源を持つております。これに反して府県は、都市集中の入場税、遊興飲食税或いは事業税等でありまして、又この財政需要から見まして、義務教育費の教員俸給を府県が負担しておる結果、人件費の占むる割合が、府県が市町村よりも多い結果、財政需要の増加が多い。こういう事情から見まして、一般交付金におきまして

は、市町村よりも府県のほうが多く占めるということとは当然出て来ることでありまして、これは止むを得ないことと存じております。併しながら特別平衡交付金につきましては、市町村のうちに千差万別の形態のものでありますから、特別平衡交付金の配分につきましては、でき得る限りむしろ市町村の側に有利にしたほうがいいのではないかと、いふように考へておる次第でございます。なお義務教育費の負担関係につきましては、地方財政委員会といたしましては、文部省の只今お考へになつておるような考へ方には、只今の段階においては賛成しておらないのであります。その理由は、地方団体は、府県も市町村も教育というものに非常に熱心な総合的自治団体である、そういう意味から言ひまして、この総合的自治団体を育成する趣旨から言ひまして、特に教育費だけ分けてそういう特別な負担関係の法律を設けることは、総合的自治団体の育成という見地から見まして如何かというふうな基本的な考へ方を持つておられます、私も地方自治の育成の立場からいたしまして、現在の平衡交付金法をむしろよく基礎を鞏固にし、増額して行くのがよいのではないかと、いふように考へてお

る次第でございます。(「政治問題」軍事費に食われているがどうだ」と呼ぶ者あり)

なおついでに申し上げますが、一月二十六日の本会議におきまして、吉川さんから地方財政委員会の存廃について意見をお聞になりましたが、当委員会としては存廃に關してまだ何ら意見をお聞いておりますから、ここでお答えする段階に達しておらぬことを申し上げます。(拍手)

〔小林孝平君発言の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 小林孝平君。

○小林孝平君 私はこの際、匿名供米免税に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○高橋道男君 私は只今の小林君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 小林君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。小林孝平君。

〔小林孝平君登壇、拍手〕

○小林孝平君 私は日本社会党を代表いたしまして、このたび政府が実施せ

んとしている匿名供出制度と、それに關連する二、三の問題について、政府の所信を質したいと存するものであります。

最近、政府はその施策の遂行の過程においてしばしば国会を輕視し、国会における與党の多数の議席を背景に、國民の基本法である憲法を無視し、その精神を蹂躪せんとしている点が多々あるものであります。その端的な現われとしては、過日吉田総理並びに木村、大橋各大臣は、警察予備隊を拡張して、これを保安隊又は防衛隊として實質的に武装せしめ、軍隊と同様な内容を持たせておきながら、なお、これを軍備ではないと言つてゐることであり、これは明らかに憲法違反であり、政府の独裁的な傾向の現われであり、政府の独裁的な傾向の現われであり、これを極めて遺憾とするものであります。

今回政府の実施せんとしている匿名供出の問題についても、この問題の取扱ひ方は、政府がその政策の破綻を彌縫するため、憲法の精神に背き、近時ますます顯著になりつつある独裁的傾向を一層強むるものであると言わざるを得ないのであります。食糧の統制は、

我々といえどもでき得ればこれを緩和し廃止したいと考へるのであります。

ただ現下の我が國の食糧の需給關係、更にこの急迫せる國際情勢の下においては、なお自分その統制の維持の必要あることを認め、我々は民主的な供出制度を主張して來たのであります。

併しながら供出制度自体は、農民に対しては少なからざる負担を與へ圧迫感を與へることも又事實であります。従つて、一方においては適正なる米価を決定する等の措置を講ずると同時に、供出制度自身をも十分これを民主化し、改善いたして、農民の勞苦に報ゆることを忘れてはならないのであります。

この意味からいたしまして、超過供出、匿名供出等に対する報奨的措置については当初から制度として考へられるのが当然であつて、我々は從來からこの主張を續けて來たのであります。然るにこの制度は、事前割当制の廃止と同時に、現政府によつてすでにその必要なしとして、昨年の春一旦廃止されることになつたのであります。

かかる経過から見ても明らかなること、今回の超過供出、匿名供出は、政府が農民の勞苦に報ゆるという良心的なものではなく、何らの準備もなく統制撤廃を聲明するがごとき輕率に基く

現政府の食糧政策の破綻の彌縫策であると斷ぜざるを得ないのであります。

政府は昨年末米の統制撤廃を強硬に主張し、その結果、生産者、消費者を含む一般大衆の強い反對に會ひ、遂に自由党の一枚看板であり政府の重大政策であつたこの主張が實現できなかつた経緯については、ここで改めて申し上げる必要はないと存するのであります。

その政府の統制撤廃に關する無責任の聲明が、二十六年産米の收穫不況と、更に一般農政に對する政府の不誠意と相待つて、著しく農民の供出意欲を鈍らせた事實は、政府といえどもこれを認めざるを得ないところであらうと存するのであります。且つ外國食糧の輸入も予想通りに進まない今日、国内における従来の米食率を維持し、これを円滑に配給するための主要食糧の需給關係を保たしめるためには、政府が今日までとつて來た食糧政策の破綻を彌縫するために、超過供出或いは匿名供出という、全く従来の政府の自由主義政策と根本的に違つた方針をとらざるを得ない羽目に立ち至つたのであります。これは明らかに政府の政策の崩壊と言わざるを得ません。且つそれを實施するための課税免除ということは、それが税法を改正しない限り實施でき

ないことであつて、若しも税法の改正を行わずに行政的に行うといふことであれば、これ又政府の独裁的な傾向の顯著な現われであると見なくてはならないと考へるのであります。

以上の観点からいたしまして、私は第一に、今日まで自由販売を主張して來た政府が、何故に超過供出を奨励し、且つ過去において経験済みの匿名供出の方法をとらなくてはならないのか、その根本的な理由について農林大臣にお伺ひいたしたいのであります。

次に匿名供出に關する課税免除と所得税法の關係であります。匿名供出制度に對する免稅の問題は、過去において、即ち昭和二十三年に一度計畫されたことがあるのであります。當時これは比較的農民の協力を得まして、五十万石余の供出を見たのであります。當時諸般の情勢から、その結果は必ずしも農民の期待に副ふことができなかったものであります。その後超過供出に對する課税免除の問題はしばしば論議されたのであります。その際は常に税法の改正を必要とするとの見解であつて、又實際税法改正の計画もあつたのであります。いろいろな關係でその實現を見なかつたものであります。ところが今、政府は今までの見解

にかかわらず、独自の方針を以て、税法の改正によらず、行政的運用によつてこれを行わんとすると言ふが、實際その実施の自信があるのかどうかをお尋ねしたいのであります。およそ現在の税法が存する限り、それが匿名であらうと超過であらうと、その名称は別といたしまして、課税はその收穫に基く所得に対して適正になされることになつておるのであります。若しも税法の改正なく、大臣間の話し合いできめるといふことでありましたら、これは明らかに法律輕視であり、而も嚴重であるべき税法を無視し、政府みずからが脱税行為を強いることになるわけであり、供出を急ぐために一時的な措置として問題の解決を将来に残すとした場合には、今日までの政府の性格からいたしまして、免税の美名に隠れて農民を再びだます結果になるわけであり、従つて匿名供出に対する課税免除については、政府が匿名供出の実施を声明すると同時に、堂々と税法の改正について国会に提案し、議決を経て、その公約を果すべきであると考へるものであります。政府はその意恩があるかどうかをお尋ねしたいのであります。若しもかかる方法をとらない場合には、憲法第七十三條の規

定、即ち内閣は法律を誠実に執行するといふ規定に違反すると思へるものがあります。どうか考えられますか、お尋ねしたいのであります。この点について明確に池田大蔵大臣の御所見をお伺いしたいのであります。

第三として、匿名供出は二月以降に行われた供出について行われるのであります。それならば二月以前に行なつた、即ち十二月、一月に行なつた超過供出等については如何なる取扱ひをなされるのであるか。すでに新潟県を初めとして、東北、北陸その他早稲単作地帯は、今日までに相当多額の超過供出を行なつております。仮に匿名供出に対する免税の措置が行われるならば、これらの二月前に行なつた超過供出についても当然免税の措置がとらるべきだと考へるのであります。これに対する農林大臣、大蔵大臣の御所見を承わりたいと思ふのであります。

最後に、今回の匿名供出に関する免税の問題について、高橋国税庁長官は、「これは飽くまで所得税法の改正なくしては実施できない」と述べているのであります。この反對に對しまして、廣川農林大臣は、「大臣同士で話をきめたのであるから、とやかく言う役人があれば処分するよりほかはない」と極言しておられるのであります。私はこの高橋国税庁長官の態度は、法の執行に忠実なるべき官吏の態度としては誠に當然であると存するのであります。近時、政府並びに與黨には、自己の政策が法の執行に忠実なる官吏の反對に會うや、これを不逞の輩のごとく取扱ひ、不当なる強圧を加へるの風潮があり、甚だしきはこれを罷免するの例さえあるのであります。かくて法が政府及び與黨の御都合次第で適當に運用されるということになれば、法の秩序は根柢から覆り、独裁政治の胚胎はここに始まるのであります。我々はかかる風潮に對し、これに嚴重なる警告を發すると共に、政府に對しその猛省を求めてやまないものであります。(拍手)

〔國務大臣廣川弘禪君登壇、拍手〕
○國務大臣(廣川弘禪君) 答えたいします。

匿名供出についてのだん／＼のお話であります。この匿名供出は、曾つて二十三年にやつたことがございます。そのとき何か税務署等の手違ひから農民に非常に迷惑をかけたといふので、二年ほどこれをやめておつたのであります。その点、大蔵省と了解が付きましたので、これを實施したやうなわけであり、

匿名供出についてのだん／＼のお話であります。この匿名供出は、曾つて二十三年にやつたことがございます。そのとき何か税務署等の手違ひから農民に非常に迷惑をかけたといふので、二年ほどこれをやめておつたのであります。その点、大蔵省と了解が付きましたので、これを實施したやうなわけであり、

匿名供出についてのだん／＼のお話であります。この匿名供出は、曾つて二十三年にやつたことがございます。そのとき何か税務署等の手違ひから農民に非常に迷惑をかけたといふので、二年ほどこれをやめておつたのであります。その点、大蔵省と了解が付きましたので、これを實施したやうなわけであり、

それから、統制を廃止すると言ひながら、どうしてこういうことをやるのかというお尋ねであります。統制は、麦については今国会に是非法律を出して廃止するようになしたいと思ひます。それから米につきましてはなかなかそれは行きませんので、これは慎重にやりたいと思つております。これは準備をいろ／＼十分してからでないとできないので、あなたの考へのように私も思つております。

それから、どうして一体超過供出なにかさせたり匿名供出をさせるのかといふことであります。これはあなたのおつしやるように、米食率を下げないようにするためにやるのであります。なお又本年の作物を見ますと、東と西とは全く對照的に違つてゐるのであります。東のほうは非常に作柄がよろしいのであります。又、西のほうは非常に悪いのであります。而も西のほうでは、米食率を下げるなと言つて炭鉱労働者諸君が盛んに我々のところに参りますので、これは米食率を下げないようにならねばならぬ。農家に負担の過重をかけないように、こういう制度を設けてやつてゐるのであります。超過供出について、普通の超過供出をやつたほかに、なおまた米

があるやうでありますので、特にこの集荷手数料を増しまして、そうして農民の協力を願つてゐるのであります。が、各県を歩いて参りますといふと、非常に政府に協力をして頂きまして、どん／＼出て来るやうであります。これについての課税の問題であります。が、これは大蔵省とよく打合せておりますので、大蔵大臣から事細かに御答弁があることと存じます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 答えを申し上げます。

小林さん御承知の通り、又只今も御質問の中にありましたように、この農業所得は、ほかの所得と同じように實際の收穫高に課税するのであります。従ひまして理論的に申しますと、超過供出であろうが或いは匿名供出であろうが、できた出来秋の收穫高に課税する、こういうのでございます。而して農家のかた／＼が自分の保有米を匿名供出された場合に、若し匿名供出の數量に課税したならば、二重課税になります。これは理論上その通りでございます。だから私は、匿名供出が如何ほどの分量、どういふやうな方法で行われたかを見なければ、課税、非課税の問題は起らない。で、今議論の余

があるやうでありますので、特にこの集荷手数料を増しまして、そうして農民の協力を願つてゐるのであります。が、各県を歩いて参りますといふと、非常に政府に協力をして頂きまして、どん／＼出て来るやうであります。これについての課税の問題であります。が、これは大蔵省とよく打合せておりますので、大蔵大臣から事細かに御答弁があることと存じます。(拍手)

地ありとすれば、米価七千三百円を九千三百円に売られた二千円について、收穫高は、はつきりしておるけれども、この二千円をどうするかという問題であります。で、これは匿名供出して二千円たくさんもつて所得税を納める農家が相当ある。所得税を納める農家について今年ももう二千円についてどうするかという問題は、昭和二十七年年度の所得税において考えるべき問題であるのであります。そういう点から申しまして、私はお話の通りに、(それはわかつておる)と呼ぶ者あり)

政府は法律を適正に執行する、今の税法の範囲内において匿名供出の実際を見たときに、税法の適用上行政措置でできる範囲は行政措置でやる。而してこれが匿名供出が非常に多くて、税法の執行上行政的にはできないというときには、当然立法措置を講ずるわけでございます。ごまかしてやるというのでは、私は生来嫌いでございまして、適当に行政措置か或いは法律措置かをとりたい。従いまして、二月以前のものをどうするか、こうするかという問題ではございせん。實際を調べまして適当な措置を講ずる。

なお、高橋長官について云々であります、私と廣川君と高橋君の意見は

完全に一致いたしました。昨日も各税務署へ私が今お答えをいたしたような通牒を発しておるのであります。(拍手)

○小酒井義男君発言の許可を求めむ

○議長(佐藤寅次郎) 小酒井義男君。小酒井義男君。私はこの際、戦争犠牲者援護に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○矢嶋三義君 私は、只今の小酒井義男君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤寅次郎) 小酒井君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。小酒井義男君。

〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君 私は日本社会党を代表しまして、戦争犠牲者である傷病者及び遺族の問題を中心に政府の方針を伺いたしたのであります。

本件につきましては、去る一月二十九日の本会議で、山下、紅雲の両議員からも一般質問の中において質された問題であります。大蔵、厚生両大臣とも極めて形式的な答弁でありまして、多くの戦争犠牲者は言うに及ばず、国民はひとしく具体的な方針の明示を求めているのであります。なお、本国会におけるところの各大臣の答弁も、今日頃からは非常に真摯なまじめさが見られますが、今までは非常に不まじめなものがあることが国民の批判の的となつております。(その通り)

と云ふ者あり) 私はこの際、特に具体的な答弁のなされるよう要求をいたしておきます。

我が国は軍国主義者たちによつて多くの国々に多大の損害を與えながら、而もその賠償を支拂う力を持つておりません。従つて国内にあるすべての戦争犠牲者を満足させる対策の不可能であることは認められなければならぬのであります。併し上級政策下にあることを理由にして七年間に近い長期を苦境のどん底に取残されていた戦争犠牲者は、吉田内閣によつて、講和條約の調印即ち我が国の独立であり、政治の自主権は確立するものであると教へ込まれております。今年こそ日本政府の手によつて補償の手が差延ばされるものと信じておるのであります。我々は、戦争の犠牲となつて、働く能力を失つた傷病者や、一家の支柱を失つた遺族の生活は、当然国の責任で補償すべきものであり、これは我々国民の責任、義務であると信じておるのであります。大蔵大臣は二十七年年度予算を編成するに當つて、軍力強化のみ重点を置いて、財源の余りを以て戦争犠牲者を遇することの印象を與えておりますことを我々は指摘しなければならぬのであります。かかる国内事情を無視する予算編成は、これは吉田内閣によつて自主的な判断の下に行われた結果であるかどうかという点について大臣の御答弁を要求いたします。これが若し吉田内閣の方針によるものであるとしたら、今後吉田内閣は民生安定を口にする資格のないことを宣言したに等しいものであります。(拍手)

当事者は言うに及ばず、八千万の国民は二十七年年度予算に対して不満と不安を持つております。国民にとつて二十七年年度予算は絶望の予算であると言わなければなりません。更に一月二十九日の山下議員の質問に対して、大蔵大臣は、只今の政府の措置が暫定的なものであるかのような答弁をされております。私はこのことについて質問をいたしたいと思つておりましたが、今日の質問を前にして、昨日の閣議において、私の質問いたしたいと思つておりますことが暫定的であるということ

がきまつたかのように一部新聞が報道をいたしております。私は本会議場において、あの報道が事實であるかどうかということ、その内容について御説明が願いたいと思ひます。

次に戦死者遺族への弔慰金の問題であります。政府は昨日の決定におきまして、やはり一柱五万円ということを決断されておるやに伝えられております。併し極めてその内容が画一的でありまして、実情が取入れられておらないという感を深くするものであります。国家権力によつて徴用され或いは動員された国民であつて、而も公務のために死亡した者は、当然同様な取扱をいたすべきであると思ひますが、その区別をされなければならぬ論拠が承りたいのであります。又この問題は決して金額の多少によつて解決のできる問題ではありません。併しながら、それであるからといつて、今日五万円のお金で生きたものをかうとしたら、どの程度のもが買えるかということと想像される場合に、私は一柱五万円というところの弔慰金は極めて不当性を欠いておるのではないかと思ひますが、大蔵大臣はこれに対して再考慮をされる御意思がないかどうか。お答えを願ひたいと思ひます。

次に、私は厚生大臣に対する質問をいたします。我が国では、明治三年以来、いわゆる特項症に該当する傷病者は一般の一・五倍の恩給を出しておつたのであります。それは特項症には必ず附添人が必要であることが考慮されておるものだと思います。我々も最近箱根の国立療養所を視察いたしました。あの脊髄障害者の人たちがどうしても家族の附添が必要という事実を見ても参つております。私はあつた附添人の絶対必要などころの傷病者に対しては、傷病者の医療の終身国家保証と、そして家族の生活の全額保証をするに足るところの制度がきめられて然るべきであると思つております。が、今回の先に政府の発表しましたところには、何らそうした考慮が拂われておりません。この点について厚生大臣の御所見をお聞きしたいと思つております。

次に、働く意思と能力を有する傷病者や戦争未亡人或いは遺児が優先就職の得る、例えば強制雇用法とでも言うべきものを制定することの必要についてお尋ねいたします。政府は民間産業に対して傷病者雇用の通牒を出したと承つておりますが、現状は働きたくても職場は決して開放されてお

りません。むしろ遺児や傷病者にはいろいろなむずかしい問題が横たわつておるのが実情であります。従つて、諸外国の例にもありますように、民間産業だけでなく、国や或いは地方公共団体等にも能力に応じた職場に優先雇用させるといふことの法制定の必要があると思つております。ところが、これについて政府はその意思があるか、又ありとすれば、それらの法制定の時期等についてお考えがあれば承りたのであります。

次に、私の知る限りにおきましては、我が国の遺家族数は約百六十五万世帯と承知いたしております。その中で生活保護法の適用を受けておるものは大体八万世帯に過ぎない実情であります。これは遺家族が救済や援護を求めておらない、その遺家族の精神的な考え方に基いて、こうしたことであるが実情であるのであります。従つて遺家族に対しての問題は、生活保護法とは切り離して、国家によるところの補償の制度であるべきであると考えますが、厚生大臣は如何お考えになりますか。お答えが願ひたいと思つております。

次に、昨年末でありますか、住宅問題について厚生省から傷病者等に対する優先的な居住の通牒が出されておるやに承つております。その結果、それでどれだけの人が優先的に住宅に入る事ができたかどうかということ、厚生大臣は御存じになつておるか。それが一片の通牒によつて解決が出来るか。更にこれの根本的な解決には如何なる御方針を持つておいでになるかということをお伺ひしたいのであります。

私の最後に質問いたしますことは、政府の本問題に対する今後の対策であります。前にも述べました通り、戦争犠牲者は決して昨日や今日突然発生したのではないのであります。すでに七年近くの長期に亘る問題であり、吉田内閣も相当長期に亘つて政局を担当しておるのでありますから、本件にとつては十分の対策が樹立されていなければならないのであります。若しそれがなかつたならば、政府の無責任を追及されることにならざるを得ません。本院は昨年六月の第十国会末期において、傷病者対策審議会法案を制定することを議決して、衆議院に送付しております。若し政府にこれを実行する熱意があつたならば、與党内勢力によつてこれを可決することができたはずであります。併し今更政府の無

責任を追及しておつてもいたし方がありませんが、これ以上この問題を遷延させることは、三歳の童子であればだますことができるかも知れませんが、十二歳の国民を偽ることはできないと思つております。従つて本国会中に当然根本的な対策を打ち立てるに必要な法律を提出しなければならぬと思つておりますが、大体政府はいつ頃これらの法案を提出される御意思であるかということが承りたいと思つております。この問題につきましては、その後、政府は約一億円の調査費を出すことを予算に組んでおりますが、そうした申訳的なものではなく、根本的な対策を樹立しなければならぬ。時期をすでに失つておるのでありますから、この際、私はこれに対しても政府がどのような考え方であるかを解決しようとしておるかということをお尋ねしたいと思つております。

更に、最近硫黄島或いはその他において、多くの遺骨の問題がそのまゝに放置されておることが我々国民の大きな悩みとなつております。これの引取り、或いは未だ外地におつてそうして引揚をいたしておらないところの未帰還者に対するところの引揚促進について、如何なる方針をお持ちになつておるかということをお尋ねいたします。

〔国務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕
○国務大臣(吉武恵市君) お答えをいたします。

私に対する御質問の第一点は、特項症に対する特別の処置についてであつたかと思つております。お話のごとく、特項症につきましては、従来特別の考慮が拂われていたのであります。終戦後一部恩給を補正して適用をしておりまして、その点が従来のように考えられてなかつたことは遺憾だと思つております。今回の援護処置につきましても、傷病者につきましても相当考慮を拂ひまして、従来の恩給の一部を施行いたしましたよりは相当額上げて考慮を拂つております。(今まで安いと呼ぶ者あり) そうして特項症につきましても、なお若干の考慮を拂ひたいと考えております。

それから次に傷病者及び遺児に対する就職の件でございますが、御尤もでございます。私もいたしましては、特別の考慮を拂つてこれが斡旋に努めたいと思つております。法律を作つて強制的に雇用したらどうかという意見はございます。併しながら、こういう

問題は法律で強制をして雇わしたといつて済むものではないのじやないだらうか、それよりも我々の努力により、そうして相手の理解によつて就職をさせて行くことが望ましいのじやないか、かように存じます。それがためには先ず胸に職を覚えさすということが必要であるということで、今回の予算処置では、従来六カ所の補導所を持つておりますが、なお又特に傷病者のために二カ所の補導所を増設いたしました、それ〴〵適切な職業を授け、そうして一方就職の斡旋に努めよう、かように存じているわけでありませう。従来といひまして、私どもの機関を通じて、特にこれらのかた〴〵に對しましては十分気を付け、相当の就職の斡旋の成績を収めているわけでありませう。今後特に又努力を拂ひたいと思ひます。(國みずからがと呼ぶ者あり)

それから今回の援護処置と生活保護法との関係のお尋ねでございましたが、生活保護法の適用を受けられてゐるかたが若干ござります。お話のこゝろそれ以外にもあるであらう。併し生活保護法の適用を受けることを実は遠慮され、或いは好まれなくて、實際はお気の毒だけれども受けないのがあるだらうということにつきましては、私

ども、さうな感じを持つてゐるわけでありませう。従ひまして、生活保護法の適用なくして、全部がそれ以上の援護の処置が講ぜられれば、これは勿論望ましいところでござりまするが、若しさうにいたしますとさういふ、相当多額の援護費を要するのでございまして、到底今日の日本の財政状態を以ていたしましては困難な事情でござります。従ひまして、先般の閣議におきまして予算措置を決定いたしましたごとく、援護処置としては、一時金五万円としての八百八十億と、それから年金としてのその他の予算が二百三十一億といふうな程度でござります。これは先日申しましたごとく、極めて不満であらうとは重々承知はいたしておりますが、現在の日本の状態として止むを得ぬので、暫らく御猶予を願ひたいと思ひるのであります。

なお住宅につきましては、特に遺族のかただけにどういふ住宅政策もとれますが、第二種住宅につきましては、これらのかた〴〵をお気の毒だからでござりまするだけ優先的な取扱をするようにとさういふことで取扱つて來てゐる次第でござります。今後の援護処置につきましては、できるだけ早い機会に援護に関する法律を提案いたしたいと、かように存じてゐる次第であります。

それから最後の硫黄島等の遺骨の引揚の点でござりますが、これも実は御承知のような事情で、今まで実は処置がとれなかつたことは甚だ私どももいたして遺憾に存する次第であります。先般閣内閣関係方面の了解を得まして、硫黄島には職員を派遣をして目下調査をさせてゐる次第でございまして、その他の地域につきましても最近次々に御了解が得られさうでございませうので、できるだけ早く調査と引揚の処置を講じたいと存じてゐる次第でござります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) お答え申上げます。

軍人遺家族戦傷者に対する補償と申しまするか、敬申のための予算が少いとお話でござります。お説の通り、実は我々もこれでは十分ではないと考へておるのであります。御承知の通り戦争被害者は相当あるのであります。これを國際的に申しまして、中國、フィリピン或いはインドネシア等の所はさておきまして、国内的に申しましても、今問題になつております軍人遺家族等以外において、当然もらふべかりし軍人恩給も停止になつております。又数年或いは数十年間外國で

働いて、さうして全財産を拂つて歸られた引揚者もあるのであります。(〇命には代えられませんと呼ぶ者あり)又在外財産がなくなつてしまつたのもあるのであります。国内的に申しましても、空襲その他で数十万のかたが亡くなつておられますし、又経済的に言つても、保険にかけたのは大部分切り捨てられ、粒々辛苦して預金したのも相當切り捨てられまして、戦争犠牲者は相當あるのであります。併し我々は何をおいても、今回軍人遺家族のかたにつきましては、できるだけだけの措置を講じたいといふので、本予算を組んだのであります。八百八十億円の一時金、二百三十一億円の年金にいたしましても、今は二百三十一億円でござりますが、来年度になりますと、これが三百四、五十億になることは必定であります。さういふことを考へましても、又来年、再来年度におきましては、軍人恩給の問題も解決しなければなりません。いろいろな点がありますので、私は講和後の獨立國家として治安確保の必要と、さうして先ず以ていたさなければならぬ戦争犠牲者中特にお気の毒な軍人遺家族のためにできるだけだけの措置をとつたのであります。勿論生命を補償すると申しますと、さういふ金では少い

ことは我々も十分わかつております。わかつておりますが、今の財政の状況と將來の國民の租税負担のことを考へますと、只今のところ遺憾ながらこの程度で我慢して頂かなければならん、さういふうちに吉田内閣の方針として只今のところきめておるのであります。今後の財政の状況或いは國民租税負担の状況につきましては、我々は戦争犠牲者特に軍人遺家族に對しまして敬申の念をもつと表すべく努力をいたしますが、只今のところ、さういふところでありませう。而して一柱五万円、五万円どういふものが買えるかといふお話でございませうが、我々は生命を補償するのに金でどういふ氣持はない。(しらへしい)と呼ぶ者あり)これは私はあなた方が間違つておると思ひます。財政の状況或いは又將來の國民負担から、又戦争犠牲者全体のことを考へて、只今のところこれでやつて行きたいと、吉田内閣で再三再四検討の上、閣議決定いたしました次第であります。吉田内閣の方針であります。(拍手)

〔山花秀雄君發言の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 山花秀雄君。
○山花秀雄君 私はこの際B二九墜落

昭和二十七年二月十三日 参議院會議録第十二号 B二九墜落事故に関する緊急質問

事故に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○矢嶋三義君 私は只今の山花君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 山花君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。山花秀雄君。

〔山花秀雄君登壇、拍手〕

○山花秀雄君 私は日本社会党第四控室を代表して、最近頻々として発生せる占領軍使用の飛行機事故による我が国民に與えられたる生命財産の損失問題に關し、これらに対する政府の補償対策及び今後のこの種問題に対する政府の所信をお尋ねするものであります。

昨年十一月十八日、東京都下横田航空基地附近の北多摩郡砂川村においてB二九が墜落し、積載せる爆弾の破裂によつて多数の人命と家屋及び家財を損失したことは、諸君の御承知のところでありませう。越えて本年一月二十九日、川崎市馬絹の宮前小学校裏山の畑地にB二九が墜落爆破し、これは幸いにも墜落場所が畑地なりし故、人命の損傷はなかつたのでありますが、今

月七日、埼玉県人間郡金子村にてB二九の墜落は、多数の人命と家屋、財産の損失を見たのであります。このように横田航空基地管下における飛行機事故は僅々三ヶ月間に三回及んだのであります。現在占領軍による航空基地はひとり横田基地のみではありません。私は露開にして横田基地管下における只今申上げました飛行機事故しか存じませんが、何か九州福岡地区においても相当大きな事故があつたことを聞いていますのであります。

そこでお尋ねしたいことは、現在占領軍によつて飛行基地として使用されている箇所は何か所くらいあるものであろうか。これらの基地は講和條約発効後、占領支配の終了と共に当然閉鎖されるものと思ふのでありますが、伝えられるところによれば、日米安全保障條約の締結の結果、これらの飛行基地が名目を變えてそのまま残されることが言われておりますが、我々は、戦争遂行のために、多量の爆弾を積載して、而も平和國家として再建出發せんとする我が領土の上空を自由に飛來することとは、不慮の災害だけでなく、万が一にも外国軍隊の攻撃的になり得る危険性を感ずるのであります。(「それだ」と呼ぶ者あり)よつて我々はこの

種の飛行基地の残されることは反対であります。(「異議なし」と呼ぶ者あり、拍手) 政府はこの問題に関する事情を國民の前に明らかにされたいのであります。又今日までこの種の飛行機事故及び占領軍を相手方とする交通事故等によつて相當の人命及び財産の損失をこうむつてゐると思ふのであります。この件数並びに損害の實質を、今後の対策確立の参考上明らかに示しを願ひたいものであります。

なお前國會の十一月二十日開議されたる予算委員會の席上において、砂川村の被害事件の質疑中、池田大蔵大臣は、占領軍を相手方とするこれらの被害は、責任の如何にかかわらず、占領軍はその被害に対して賠償の責に任じない」と聲明があつたのではなからうかと記憶すると発言され、そのとき和田千算委員長より、そういう聲明があれば、材料としてお出し願ひたい。事態をはつきりさせるためにお調べ願つて、その聲明を出すように取計らつて頂きたいと委員長要求のあつたことは、池田大蔵大臣の知るところであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)その後この聲明を提出されたか、私は聞きませんが、我々は國民の代表としてこれらの諸問題を審議する重要な参考

となりませうので、即刻提出し得るや否や、お答え願ひたいものであります。又その席上で當時の大權法務總裁は、「占領軍の行動に対して日本政府としてその責任を問ふという途は許されておらないのであります。そしてその占領軍の行動によりまして、そこに何らかの國民に対して損失が生じました場合におきましては、もとよりこの損失といふものは、日本政府の立場として、國民に対してできるだけ手厚くこれを解決するといふことが、それが當然なことだと思ひます。従ひまして政府といたしましては、當然そうした問題のありました場合においてはできるだけ手厚い解決方法を措置するといふことは當然と考へるものであります」と発言されたのであります。占領下にある我々日本人のすべてはその占領政策に服従することは、ボツダム宣言を受諾した日本國民として當然の義務であります。我々はそのことを十分了承しておりますが故に、今日までその占領政策を忠実に守つて來たのであります。併しながら他國の戦争に戦争遂行を目的とした爆弾を山積した飛行機が飛來しつづつあることが正當なる占領政策の行爲であるや否や、我々は疑問を持つものであります。(「それだ」

「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) これらの行爲が正當なる占領政策の行爲であるか、又は占領政策の枠外にある行爲か、この際、政府の率直なる見解を質するものであります。若し政府が正當なる占領政策の枠外にある行爲であると認識されました場合、當然の処置としてその被害者の損害を占領軍当局に賠償を支弁されるよう折衝に當られるのが政府のとるべき任務と存するものであります。政府はその任務を遂行する決意を有しておられるや否やをお尋ねする次第であります。從來ややもすれば占領軍の事故による被害は一種の天災のごとく扱われて、その損害を賠償支弁する責任の所在も明白ならず、それ故に政府より終戦後処理費及び平和關係善後処理費から支弁されてゐると聞いているのであります。その支弁される金額は御見舞程度という極めて僅少なものであり、当面を糊塗しておるのであります。政府は、講和調印後の事態と最近の國民の輿論に鑑み、昨年十二月その支弁額の改正を見た閣議決定の「占領軍の事故により被害を受けたものに対する見舞金に関する件」によるもの、なお且つ僅少の誇りを免れな程度のものであります。これらの事故は、特に飛行機墜落による事故は絶

対に被害者の責任ではないことは明らかであります。その責任の所在は明白であります。それ故に、政府は思い切つて被害者が納得し得る損害賠償の措置をとられる意思を有しておられるや否や、その所信を発表せられんことを願ふものであります。又現在協定中の行政協定も近日中に終了するやに伝えられてゐるのであります。この協定項目のうち駐留軍関係との事故発生による紛争の解決項目も審議せられておりますや否や。若し審議されておりますならばその條件をここに明示を願ひたいものであります。

この際、政府に御注意申上げたいことは、たとえそれが不十分なる見舞金の支弁でありましても、すべての被害者に公平に配分されなくてはなりません。併しながら、過日の砂川村の一例によつても明らかなごとく、實際生活に困る人々が見舞金の支弁なく困つてゐるということでもあります。即ち住居損傷の場合その補修費として四万円を基礎に支弁され、これを上廻る場合はその実損の五〇％支弁されることになつてゐるのであります。被害者は農家所在地の砂川村においても全部家持ちではないのであります。そこには若干の借家人がおりますが、家主は補

修金を受取りそのまま家屋の修理をいたさず、現在に至つても破壊されたままの家屋に住み、困窮を極めてゐる実情であります。支弁された金額は家持ちに対する見舞金でなく、飽くまで家屋の補修費として支弁されたもので、この金額は家主がひとり所得する性質のものではありません。併しこのような事態の起る原因の一つは、破損物に対する支弁金額が少いところから来るものと考えなくてはなりません。これらの実情に鑑み、今後の家屋損傷の補修費は如何なる形で支弁されますや。砂川村に起きたこの実例に徴し、政府はどうお考えになり又どう処理されますや。お尋ねするものであります。

更にお尋ねしたいことは、これまで占領軍との事故による場合の損害は、極論すれば全くの泣き寝入りのごとき扱いを受けていたのであります。政府は、講和條約発効後の措置として、駐留軍関係との事故処理に関する新しい協定事項に基く條件が定められました場合、その条件をこれまでの事故犠牲者に対して適及して支弁されるお考えを持つておられますや否や、お尋ねするものであります。最後に一言いたしたいことは、砂川

村にB二九が墜落したとき、乗務員は全員難を逃れて、消火救援に赴いたところの基地に働く日本人労務者が爆弾の破裂のために殉職したと言われているのであります。このことは、率直に我々の感情を申し上げますと、否、日本国民の感情を吐露いたしますと、何かしら割り切れない後味の悪いものが残るのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) なぜ乗務員の全員が助かり、勇敢にも危険を顧みず消火救助に赴いた者が死んだのでございましょうか。この悲惨事を未然に防止することができなかったのだらうか。その場合緊急の措置がとれなかつたのであらうか。(「そうだ」と呼ぶ者あり) あの場合の災害の実情をもつと詳しくはつきり調査されたことだらうと思ひますから、この席上において、はつきりして頂きたいと思ひのであります。埼玉県金子村の事故につきましても、東電飯能営業所の佐島清三氏は同じく危険を顧みず送電線切断作業に赴いたばかりに殉職されたことが新聞紙の報道によつて明らかになつてゐるのであります。政府は、このように勇敢にして犠牲的精神を発揮し職に倒れた、その他不測の事故によつて生じた犠牲者に対して、

「占領軍の事故により被害を受けたものに対する見舞金に関する件」という一片の閣議決定の僅少な見舞金で片付けるのは、何としても我々の承認できないところでもあります。最高の弔慰金と損害の全額賠償の措置を至急とられんことを要求し、ここに、これらの不測の事故によつて尊い生命を失われた日米両国の犠牲者に対して謹んで哀悼の意を表し、私の質問を終るものであります。(拍手)

〔国務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕
○国務大臣(岡崎勝男君) お答えいたします。
いろいろ御質問がございましたが、第一は占領軍の飛行基地は幾つあるかというこのようでありましたが、これは占領軍の機密に属してありますので、我々申上げる立場にもないし、又確實には知つておらないのであります。(「とんでもない大臣だ」それで大臣「番犬か」と呼ぶ者あり、笑声) 飛行基地は講和條約発効後はなくなるべきであるというお話であります。我々としては日本を防衛するための安全保障條約の遂行上は飛行場も必要だろうと考えております。(「日本人が皆死んでどこが安全保障だ」「何が安全保障だ」と呼ぶ者あり)

なほ他国の戦争の遂行のために爆弾を積んでゐる飛行機が日本の上空を飛ぶことは云々というお話でありましたが、(「勿論困るよ」と呼ぶ者あり) 国連軍は戦争をいたしてゐるのではないのであります。国連軍は国際警察軍として侵略行動を防遏してゐるのであります。従ひまして、日本は国連協力の趣旨より申しまして、これにできるだけ協力するのは当然と考えております。(「三百代官」と呼ぶ者あり)

行政協定で今後事故発生の場合の補償方法が協議されておるかという御質問であります。行政協定中において、こういう問題を取上げて討議をいたしてあります。(「しつかりやれ」と呼ぶ者あり) これは従来とは全く違つた立場におきまして、独立後のことを協定しようとしておるのであります。その趣旨は、国際的な慣習がありまので、その慣習に基いて正当なる取極めをいたそうと考えております。また何分にも話合ひの途中でありまので、いずれそのうち確実なお答えができるかと考えております。なお、今までの被害について、独立後これを適及して補償するかという御質問であります。これは性質が全然違ふのであります。過去のものは過去のものと、今後の独立後のものは独立後のもの

を積んでゐる飛行機が日本の上空を飛ぶことは云々というお話でありましたが、(「勿論困るよ」と呼ぶ者あり) 国連軍は戦争をいたしてゐるのではないのであります。国連軍は国際警察軍として侵略行動を防遏してゐるのであります。従ひまして、日本は国連協力の趣旨より申しまして、これにできるだけ協力するのは当然と考えております。(「三百代官」と呼ぶ者あり)

のとして別の方式で処理いたしたいと考えております。(拍手)(終戦後だつていいじゃないか日本人の答弁じゃないよと呼ぶ者あり)

【国務大臣池田勇人君登壇、拍手】
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

占領軍の行為に基く損害に對しまして、請求権は我がほうにないし心得ておりますという答弁をしたことは、その通りであります。その後調査いたしましたところ、昭和二十一年九月十一日付連合軍最高司令官覚書第九十五号に明示されております。而してこのことは平和條約第十九條によつても明らかにされておるのであります。併しお話の通りに、誠にお気の毒でございまして、占領軍による被害につきましては、昭和二十一年五月閣議決定で一応見舞金を或る基準で出そうというので出してあります。その後基準を改訂いたしました、而して昨年の初めに福岡県における醬油醸造業に對しまして被害による相当の損害があつたのであります。このことが問題になつておりました後に、お話を、十一月に立川附近で被害がありました。そこで我々がこれをどういうふうに処置したらいいか、今までのような見舞金では誠に

少なすぎてお気の毒だといふので、十二月四日の閣議決定で新たに基準を設けまして、今までも増して相当の額を出すことにいたしましたのであります。

実際の損害額を基準にして、そうして生命と或いは身体傷害と、そうして家財と家屋、こゝろに区別いたしました、今正確な数字は覚えておりませんが、家財にいたしても二万円までは全額、二万円を超える場合におきましては超えた金額の半額、家屋につきましては四万円までは全額、(なぜ半額にするか)どういふ根拠によるかと呼ぶ者あり)それで、それを超えた場合につきましては半額、何が根拠になつておるかといふことは、財政の事情、今までのやり方を考えて政府が決定しておるのであります。それが当か不当かは、適当か不適当かは、国民が判断して下さると思ひます。(犠牲者に何の罪があるかと呼ぶ者あり)従いまして、その基準は九月の八日後において影響する。九月八日調印前の分についてはどうするか、即ち先ほど触れました昨年の初めの福岡の分はどうするかといふところで問題になりましたが、九月八日の基準によるとできない。併しそれを参酌して適当な見舞金を出そうといふことになつておるのであります。

その他の問題は岡崎国務大臣が答弁した通りであります。(拍手)

【国務大臣吉武恵市君登壇、拍手】
○国務大臣(吉武恵市君) 私の關係につきましてお答えを申し上げます。

損害に對する見舞金の關係は、只今大蔵大臣から答へた通りでございます。従来少いといふことで、昨年の暮に改訂をいたしまして、増額をしておるような状態でもあります。それから御質問の御趣旨の中にも觸れられますのは、家屋に對する見舞金が出ておる。そうするとその家屋の見舞金は、家屋の所有者が取つて、実際に住んでおる人がもらえないために、気の毒な事情が出るということであらうと思ひのであります。或いはさういふこともあらうかと思ひますが、見舞金は、先ほど池田大蔵大臣が申しましたように、怪我をした場合の傷害の見舞金と、亡くなられたときの死亡の見舞金とは、今の住宅の見舞金と、なお、その住んでおる人の家財に對する見舞金もあるものであります。ただ家屋の見舞金は、やはり今日の法律の事情をいたしましては、その所有者に對し見舞金を出すのは、これはまあ、しょうがないわけでありまして、その家屋の所有者が見舞金をもらいながらこれで

補修をしないといふところに問題があるんだと思ひますが、これはその家屋の所有者等に話しまして、できるだけ補修をさせて、元の居住者に住まわせるというのが至当であらうと思ひますが、さうかといつて、どうも家屋の見舞金を、住んでおる人にやるということにも参らないのであります。これらは占領軍の關係ばかりでなしに、一般の場合にもあり得ることだと思ひますが、今後十分気を付けて遺憾なきを期したいと思ひます。(ど、するんだ)責任を感じないのかと呼ぶ者あり、(拍手)

○議長(佐藤栄次君) 次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

○本日の會議に付した事件

一、議員の請暇

一、日程第一 罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

一、地方財政窮乏打開に関する緊急質問

一、匿名供米免税に関する緊急質問

一、戦争犠牲者援護に関する緊急質問

一、B二九墜落事故に関する緊急質問

出席者は左の通り。

議長

副議長

藤森 眞治君	藤野 繁雄君	早川 慎一君	波多野林一君	野田 俊作君	徳川 宗敬君	常岡 一郎君	伊達源一郎君	竹下 豊次君	高橋 道男君	高木 正夫君	田村 文吉君	新谷寅三郎君	西郷吉之助君	小林 政夫君	小宮山常吉君	楠見 義男君	木下 辰雄君	河井 彌八君	片柳 眞吉君	柏木 庫治君	加藤 正人君	加賀 操君	奥 むめお君	岡本 愛祐君	岡部 常君	小野 哲君	梅原 眞隆君	飯島連次郎君	伊藤 保平君	井上なつゐ君	赤木 正雄君	山川 良一君	宮城タマヨ君	青山 正一君	小瀧 彬君	島津 忠彦君	上原 正吉君	中川 幸平君	九鬼教十郎君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

昭和二十七年二月十三日、参議院会議録第十二号

大矢半次郎君	郡 祐一君	岩沢 忠恭君	鈴木 強平君
廣瀬與兵衛君	岡崎 眞一君	西田 隆男君	黒川 武雄君
松平 勇雄君	加藤 武徳君	石坂 豊一君	林屋勉次郎君
城 義臣君	植竹 春彦君	一松 定吉君	中田 吉雄君
山本 米治君	古池 信三君	大野 幸一君	カニエ邦彦君
小杉 繁安君	山縣 勝見君	小泉 秀吉君	片岡 文重君
西山 龜七君	大谷 盛彌君	田中 一君	下條 恭兵君
一松 政二君	深水 六郎君	小酒井義男君	栗山 良夫君
仁田 竹一君	草葉 隆圓君	深川榮左エ門君	小林 亦治君
徳川 頼貞君	大島 定吉君	山下 義信君	相馬 助治君
黒田 英雄君	小林 英三君	島 清君	森崎 隆君
中川 以良君	川村 松助君	大隈 信幸君	前之園喜一郎君
寺尾 豊君	溝口 三郎君	岩男 仁藏君	中村 正雄君
堀越 儀郎君	小野 義夫君	松浦 清一君	村尾 重雄君
重宗 雄三君	大野木秀次郎君	赤松 常子君	境野 清雄君
入交 太蔵君	西川基五郎君	稻垣平太郎君	伊藤 修君
杉原 荒太君	松本 昇君	棚橋 小虎君	波多野 鼎君
秋山俊一郎君	鈴木 直人君	原 虎一君	兼岩 傳一君
石村 幸作君	長谷山行毅君	木村福八郎君	水橋 藤作君
高橋進太郎君	堀 末治君	重盛 壽治君	山花 秀雄君
鈴木 恭一君	愛知 揆一君	森 入三一君	三輪 貞治君
安井 謙君	平林 太一君	小林 孝平君	千田 正君
山崎 恒君	紅露 みつ君	三浦 辰雄君	松浦 定義君
深川タマエ君	木内キヤウ君	羽生 三七君	堀木 鎌三君
溝淵 春次君	國 伊能君	松原 一彦君	羽仁 五郎君
滝井治三郎君	池田宇右衛門君	藤原 道子君	木下 源吾君
竹中 七郎君	谷口弥三郎君	矢嶋 三義君	佐々木良作君
有馬 英二君	北村 一男君	小笠原二三男君	菊川 孝夫君
中山 壽彦君	白波瀬米吉君	柿 繁夫君	館 哲二君
		池田七郎兵衛君	

国務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君
文部大臣 天野 貞祐君
農林大臣 廣川 弘禪君
労働大臣 吉武 恵市君
厚生大臣 岡崎 勝男君
国務大臣 岡野 清豪君
国務大臣 山崎 猛君

政府委員

地方財政委員 木村 清司君
地方財政委員 武岡 憲一君
事務局財務部長 高辻 正己君
事務局財務部長 見第一局長

参議院會議録第五号正誤

頁 段行 誤 正
三二 こととなり こととなつた

参議院會議録第六号正誤

頁 段行 誤 正
三二 賠償費 賠償費
三二 ならぬこと ならぬこと

参議院會議録第七号正誤

頁 段行 誤 正
三二 計らないで 計らないで
三二 たいことは たいことは

参議院會議録第八号正誤

頁 段行 誤 正
三二 ともなく ともなく
三二 なつたか。 なかつたか。
三二 衆智 衆智

参議院會議録第九号正誤

頁 段行 誤 正
三二 要諦 要諦
三二 保利 茂君 吉武恵市君

参議院會議録第十号正誤

頁 段行 誤 正
三二 付けるざる 付ける
三二 物需工場 特需工場

昭和二十七年二月十三日 参議院會議録第十二号

一五四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
印刷 刷 行
電話 九段 四三二一
振替東京 一五〇〇〇〇
官報費